

附属機関

令和5年4月1日現在

■地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する機関

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件により公開している	公開していない	公開している	案件により公開している	公開していない
1	男女共同参画苦情処理委員会	企画調整課協働・男女参画室	男女共同参画推進条例	市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の申出について、事務を適切かつ迅速に処理する。	3人以内	人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者（一人以上は法律に関し学識経験を有する者）			1			1
2	男女共同参画審議会	企画調整課協働・男女参画室	男女共同参画推進条例	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	10人以内	(1) 市政に関心を持つ市民 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員		1			1	
3	情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	情報公開及び個人情報保護審査会条例	市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。 (1)情報公開及び個人情報保護制度における実施機関の処分又は不作為に対する審査請求に関すること。 (2)会津若松市個人情報保護法施行条例の規定の改廃に関すること。 (3)実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。 (4)情報公開制度の運用に関すること。	5人以内	(規定なし)		1				1
4	行政不服審査会	総務課	行政不服審査会条例	行政不服審査法の規定により、審査請求事件について調査審議する。	5人以内	審査会の権限に関する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者			1			1
5	環境審議会	環境生活課	環境基本法第44条／環境審議会条例	市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について、調査審議する。	12人以内	(1) 環境行政に関心を持つ市民 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員		1		1		

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件により公開している	公開していない	公開している	案件により公開している	公開していない
6	防災会議	危機管理課	防災会議条例	防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	60人以内	(1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が任命する者 (2) 県知事の部内の職員のうち市長が任命する者 (3) 県警察のうち警察官のうちから市長が任命する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長及び市消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が任命する者 (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めたる者	1			1		
7	住居表示整備審議会	市民課	住居表示整備審議会条例	市長の諮問に応じ、本市の合理的な住居表示の実施について審議する。	15人以内	(1) 実施地域の市民 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 関係公共機関の職員 (5) 関係行政機関の職員			1		1	
8	廃棄物処理運営審議会	廃棄物対策課	廃棄物処理運営審議会条例	市長の諮問に応じ、廃棄物処理に関する重要事項について調査審議する。	10人以内	(1) 廃棄物行政に関心を持つ市民 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員		1			1	
9	障がい者等の介護給付等の支給に関する審査会	障がい者支援課	障害者総合支援法第15条/障がい者等の介護給付等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例	厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行う。	12人以内	障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者			1			1
10	介護保険運営協議会	高齢福祉課	介護保険条例	市長の諮問に応じ、介護保険の運営に関する重要な事項について調査審議する。	20人以内	(1) 被保険者 (2) 保健医療関係者又は福祉関係者 (3) 学識経験者 (4) 被用者保険等保険者の代表者			1		1	

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件に より開 いている	公開し ない	公開し ている	案件に より開 いている	公開し ない
11	老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	老人福祉法第5条の3/老人ホーム入所判定委員会条例	(1)老人ホームへの入所を希望する者に係る入所措置の要否の判定に関する事 (2)老人ホームに入所している者に係る入所措置の継続の要否の判定に関する事 (3)前2号に掲げる事項に関する市の処分に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての審査に関する事。	6人以内	(1) 医師 (2) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設長 (3) 福島県会津保健所長			1			1
12	子ども・子育て会議	こども保育課	子ども・子育て支援法第77条第1項/会津若松市子ども・子育て会議条例	子どもや子育て家庭の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について調査審議する。	20人以内	(1) 子どもの保護者 (2) 事業主を代表する者 (3) 労働者を代表する者 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (6) 関係行政機関の職員 (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	1			1		
13	国民健康保険運営協議会	国保年金課	国民健康保険法/国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	17人以内	被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数、被用者保険等保険者を代表する委員			1		1	
14	観光審議会	観光課	観光振興条例	市長の諮問に応じ、観光の振興に関する事項を調査審議する。	10人以内	(1) 各種団体の代表者 (2) 観光関係団体の代表者 (3) 学識経験者	1				1	
15	公設地方卸売市場運営協議会	農政課	公設地方卸売市場条例	市場の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項について協議し、市長にその意見を提出する。 (1) 市場の管理及び運営に関する事 (2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事 (3) この条例の重要な事項の改正に関する事 (4) その他重要事項に関する事。	13人以内	(1) 消費者 (2) 生産者 (3) 市場関係事業者 (4) 学識経験者	1					1
16	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法第77条の2第1項/都市計画審議会条例	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。 (1) 本市が定める都市計画に関する事 (2) 都市計画について本市が提出する意見に関する事 (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する事。	13人以内	(1) 都市計画行政に関心を持つ市民 (2) 市議会議員 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員	1				1	

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件により公開している	公開していない	公開している	案件により公開している	公開していない
17	景観審議会	都市計画課	景観条例	市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議する。	15人以内	(1) 景観行政に関心を持つ市民 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員		1				1
18	会津都市計画事業扇町土地区画整理審議会	開発管理課	土地区画整理法第56条第1項／会津都市計画事業扇町土地区画整理事業施行規程	施行者の諮問機関として、また、施行地区内の権利者の利益代表として、換地計画、仮換地指定及び減価保証金の交付に関する事項等について審議し、議決する。	15人以内	施行地区内の宅地の所有者及び借地権者のうちから、それぞれ選挙された者と学識経験者。			1			1
19	会津都市計画事業扇町土地区画整理評価委員会	開発管理課	土地区画整理法第65条第1項／会津都市計画事業扇町土地区画整理事業施行規程	土地区画整理事業において、換地計画における清算金や保留地を定める場合などの評価について審議し、意見を述べる。	5人	不動産鑑定士または土地評価に精通している者で、審議会の同意を得た者。			1			1
20	青少年問題協議会	教育総務課あいづっこ育成推進室	地方青少年問題協議会法第1条／青少年問題協議会設置条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	12人以内	(1) 市議会議員 (2) 学識経験者 (3) 関係行政機関の職員			1			1
21	少年センター運営協議会	教育総務課あいづっこ育成推進室	少年センター条例	少年センターの円滑な運営を図ること。	10人	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市教育委員会教育長			1			1
22	通学区域検討委員会	学校教育課	通学区域検討委員会条例	教育委員会の諮問に応じ、公立学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。	27人以内	(1) 学識経験者 (2) 公立学校の校長 (3) 公立学校の父母と教師の会の役員 (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者			1	1		
23	教育支援委員会	学校教育課	教育支援委員会条例	教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の教育の充実を図ること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 特別支援教育関係の教職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) その他教育委員会が必要と認めた者			1			1

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件により公開している	公開していない	公開している	案件により公開している	公開していない
24	あいづっこをいじめから守る委員会	学校教育課	いじめ防止等に関する条例第22条/あいづっこをいじめから守る委員会規則	教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。 (1) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。 (2) 重大事態が市立学校に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。 (3) その他いじめから守る委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。	5人	学識経験者その他適当と認める者			1			1
25	文化財保護審議会	文化課	文化財保護条例	教育委員会の諮問に応じ、市内に存する文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。	12人以内	(1) 文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する委員			1			1
26	郷土研究奨励金審査委員会	文化課	郷土研究奨励金審査委員会条例	市長の諮問に応じ、奨励金の対象とする郷土の研究について調査する。	7人以内	学識経験者			1			1
27	スポーツ推進審議会	スポーツ推進課	スポーツ基本法/スポーツ振興審議会条例	教育委員会の諮問に応じてスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議する。 (1) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。 (2) スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること。 (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。 (4) スポーツの団体の育成に関すること。 (5) スポーツによる事故の防止に関すること。 (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。 (7) その他スポーツの振興に関すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員			1			1
28	会津図書館協議会	生涯学習総合センター	会津若松市立会津図書館条例	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる。	10人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験者			1	1		
29	公民館運営審議会	生涯学習総合センター	社会教育法第29条第1項/公民館条例	公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	16人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験者			1			1

No.	附属機関名	所管部署	設置根拠	設置目的	委員定数	委員構成	会議の公開			会議録の公開 (会議要旨含む)		
							公開している	案件により公開している	公開していない	公開している	案件により公開している	公開していない
30	社会教育委員の会議	生涯学習総合センター	社会教育委員条例	①社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する ②教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる ③教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。	10人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験者			1	1		
31	上下水道事業経営審議会	上下水道局総務課	上下水道事業経営審議会条例	市長の諮問に応じ、上下水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。	12人以内	(1) 水道並びに下水道、農業集落排水処理施設及び個別生活排水処理施設の使用 (2) 学識経験者 (3) その他市長が必要と認める者	1					1
						合計(機関)	6	5	20	9	4	18
						割合(%)	18.2	15.2	60.6	27.3	12.1	54.5